

新ジョブ・カード制度推進基本計画（概要）

（別添1）

－ジョブ・カードを、個人が生涯活用するキャリア・プランニング及び職業能力証明のツールに見直し、新ジョブ・カードとして普及を促進－

現行 ・ジョブ・カードは累計約132万人(平成20年度～)へ交付
(目標:2020年までにジョブ・カード取得者数300万人(「新成長戦略」平成22年6月閣議決定))
・大半は職業訓練の場面で活用

見直し案(新ジョブ・カード)



目的

○ 個々の労働者の状況に応じた職業能力開発、多様な人材の必要な分野への円滑な就職の支援等のため、下記のツールとして、生涯を通して活用(現行は訓練・就職時での活用)

◆ 生涯を通じたキャリア・プランニングのツール

○個人の履歴、職業経験の棚卸し、職業生活設計等の情報を蓄積し訓練の受講、キャリア選択等で活用



◆ 円滑な就職等のための職業能力証明のツール

対象情報を拡大し、職業能力の見える化

○免許・資格、学習・訓練歴、訓練の評価、職務経験、仕事振りの評価の情報を蓄積し、応募書類等として活用

活用の形態・様式

○職業人生を通じて、個人が、各情報を項目別に記入、原則、電子化(個人自らのパソコン等に入力)し、継続的に蓄積、場面に応じて抽出・編集して活用。

職業能力証明(訓練成果・実務成果)シート



キャリア・プラン(※)
原則、個人の内部情報
(現行は応募書類とすることを想定)



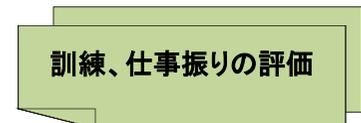
職務経歴



免許・資格



学習・訓練歴



訓練、仕事振りの評価

※ HPで示す質問等を参考に、必要に応じてキャリアコンサルティング等の支援を受けて記入

普及促進方策等について

(目標)

個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職等を促進するため、新ジョブ・カードが、「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」の機能を担う労働市場インフラとして活用されることを目指して、下記を目標

- ① 「ジョブ・カード取得者数を2020年に300万人にする」(ジョブ・カード取得者と新ジョブ・カードによる新規の取得者(見直し前のジョブ・カード取得者を除く。)の合計数)
- ② 新たなジョブ・カードの取得が自らの職業能力の向上などに貢献するとした者の割合を7割以上
- ③ 職業能力証明(訓練成果・実務成果)シート等を有し就職活動を行う者のうち、当該シート等を応募書類として活用した者の割合を2020年までの間増加

(推進体制)

① 国(文部科学省、厚生労働省、経済産業省)

・関係者に対する周知・理解の促進、電子化のためのソフトウェアの提供、サイトによる情報提供等

② 労働局

・関係機関から構成される地域のジョブ・カード運営本部の設置・運営

・業界団体、教育訓練機関等の関係者に対して役割、活用方法、助成金における活用のインセンティブ措置、法及び法に準じて離職予定者に対して交付する書面の新ジョブ・カード活用等の新たな活用方法を説明等

③ 公共職業安定所

・時間をかけて、職業相談・職業紹介を行う求職者への新ジョブ・カードの活用

・公共職業訓練等の受講指示等に際しての新ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの促進

・職業能力証明(訓練成果・実務成果)シートを有する求職者への応募書類としての活用・必要に応じた応募先企業の活用促進

④ ジョブ・カードセンター(委託事業：各都道府県及び主要都市等に合計約100センター)

・周知・広報、雇成型訓練実施企業の開拓・支援、新ジョブ・カードを応募書類等として活用する企業の開拓等

・新ジョブ・カードを活用した在職労働者の実務経験の評価、キャリアコンサルティング等を実施する企業の開拓・支援

⑤ 高齢・障害・求職者雇用支援機構、都道府県、委託訓練・求職者支援訓練実施機関

・新ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング及び訓練成果の評価

・応募書類としての新ジョブ・カード活用を訓練生及び応募先企業に対して説明

⑥ その他の教育訓練機関：教育訓練の成果の新ジョブ・カードへの記入の促進

⑦ 大学等：学生のキャリア・プランニングのツールとしての必要に応じた活用

⑧ 企業：必要に応じたキャリア・プランニング及び職業能力証明のツールとしての活用

⑨ 地域若者サポートステーション等：必要に応じた新ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング

⑩ 職業紹介事業者：必要に応じた新ジョブ・カードの応募・採用時の書類としての活用